

(平成22年3月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4件

厚生年金関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主（「A社」、以下同じ。）により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和24年5月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年5月6日から同年6月14日まで

私は、昭和21年3月から継続してA社が指示する船舶に乗船し、同社から給料の支給を受けていた。申立期間は、予備船員であった。

申立期間について、船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の詳細かつ具体的な供述及びA社船員部長名による昭和24年6月11日付け給料是正通知から判断すると、申立人が、申立期間において（21年3月から継続して）A社に勤務していたことが認められる（なお、昭和24年4月1日から同年5月6日までの期間は、A社の管理下において、船舶所有者B社の船舶に乗船していたことが認められる。）。

また、申立人は、申立期間について、同一の船舶の乗船指示中にC市からD市に帰って次の乗船命令を待っていた期間であって、陸に上がっていた期間であるが、この間も船員保険は切れていない旨を供述している。

さらに、当時、船員保険法が改正（昭和20年4月1日から施行）され、予備船員（船舶に乗り組むために雇用されているが、船内で使用されていない者）を、船員保険の被保険者とするところとなったところ、申立人と同じ機関士としてA社において勤務していた者は、「勤務期間中下船して次の乗船命令がくるまで待機していた期間は、何回もあった。この期間に会社の事務所で勤務したことはなく、予備船員の期間だ。予備船員の期間も船員保険に

加入させてくれているはずだ。」と供述しており、この者の船員保険記録は継続していることが確認できる

以上の事実を前提に判断すると、申立期間前の昭和 24 年 4 月 1 日に遡及^{そきゅう}して給料を是正する旨の船員部長名による給料是正通知により、申立期間を含めて、給与が事業主より申立人に支給されていたと認められ、申立人が予備船員であったと推認できる申立期間についても、船員保険料を控除されていたものと認められる。

2 申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る船員保険被保険者台帳の昭和 24 年 6 月の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

3 事業主が申立人に係る申立人の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、社会保険事務所（当時）の記録によると、A 社は既に船員保険の適用事業所に該当しなくなっており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和47年3月15日に訂正し、申立期間のうち、46年6月から同年8月までの期間の標準報酬月額を4万8,000円、同年9月から47年2月までの期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月11日から47年3月15日まで
私は、昭和46年4月からA社において技能職の正社員として勤務しており、同社B支店から同社C支店に転勤した。

同社において平成10年12月31日まで継続して勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在籍証明書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（A社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と同じく昭和46年4月1日付けでA社B支店において厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚のうち、同社C支店に異動している者が、「私は、昭和47年3月に申立人と同時期にA社C支店に異動し、申立人と同じ業務に従事した。私の厚生年金保険記録に空きは無い。」と供述しているところ、同社B支店及び同社C支店に係る厚生年金保険被保険者原票の記録から、当該同僚が47年3月15日付けで同社B支店の厚生年金保険被保険者の資格を喪失した後、同日付けで同社C支店の厚生年金保険

被保険者の資格を取得していることが確認できることから判断すると、同日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和46年4月の厚生年金保険被保険者原票及び申立人と同年代及び同職種の同僚の標準報酬月額に係る記録の推移から判断すると、同年6月から同年8月までの期間は、4万8,000円、同年9月から47年2月までの期間は6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は関連資料がなく不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間①に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年6月1日から23年5月1日まで
② 昭和24年3月1日から25年8月3日まで

私は、申立期間①について、当時は厚生年金保険の脱退制度のことなど全く知らず、脱退手当金が支給されていると言われても、受給したこともないので、厚生年金保険被保険者記録を認めてほしい。

また、申立期間②については、勤務期間は憶えていないが、A社（現在は、B社C支店）で、出荷等の仕事をしていたのに、厚生年金保険被保険者の加入記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期には、船員保険に加入していることが確認でき、申立人がその当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

また、申立人は、脱退手当金の支給対象となった厚生年金保険被保険者期間と船員保険被保険者期間は、同一事業所に継続して勤務していることから、申立人が当該事業所の在職期間中に厚生年金保険被保険者期間のみの脱退手当金を請求することは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

2 申立期間②について、申立人は、A社で勤務していたと述べているものの、勤務期間等に係る記憶は定かでは無い上、複数の同僚に照会しても申立人に係る記憶は無く、勤務期間等を確認することができない。

また、A社並びに当該事業所に関連するD工場、E組合、F組合、G組合及びH組合に係る厚生年金保険被保険者原票から、申立人の氏名を確認する

ことができない。

さらに、B社C支店に照会したところ、「統廃合等の組織変更によって、事業拠点を移動しているため、申立期間当時の書類等も残っているか否かは不明である。」と回答しており、厚生年金保険の加入状況等も確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の船舶所有者Aにおける資格取得日に係る記録を昭和29年5月16日、資格喪失日に係る記録を同年7月1日とし、当該期間の標準報酬月額を4,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間③の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社（現在は、C社）における資格取得日に係る記録を昭和35年1月14日、資格喪失日に係る記録を36年5月10日とし、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、各事業主は、申立人に係る両申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年5月16日から同年7月1日まで
② 昭和32年6月14日から同年10月15日まで
③ 昭和35年1月14日から36年5月10日まで

私は、申立期間①については、A所有のD丸に、申立期間②については、E所有のF丸に、申立期間③については、B社所有のGに乗り込んでいたことが、船員手帳から確認できるので、すべての申立期間において船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が所持する船員手帳から、申立人が申立期間①においてA所有のD丸に雇入れされていたことが確認できる。

また、A所有のD丸に係る船員保険被保険者名簿から確認できる同僚から、D丸に乗り込んでいたとして名前の挙げられた複数の上司及び同僚について確認した結果、当該船舶に係る船員保険被保険者名簿において船員保険の被保険者記録を確認することができるところ、申立人及び複数の同僚が供述したD丸の船員数と当該船舶に係る船員保険被保険者名簿から確認できる

船員保険の被保険者数がおおむね一致することから、当時、当該船舶においては、ほぼすべての船員が船員保険に加入していたことが推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、同僚のA所有のD丸における昭和29年5月の船員保険被保険者名簿の記録及び申立人の船員手帳に記載されているD丸における給与額から、4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、船員保険船舶所有者名索引簿によると、当該船舶は昭和38年4月1日に船員保険の適用船舶に該当しなくなっている上、事業主も死亡していることから、船員保険料の納付について確認することができないが、申立期間①の船員保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和29年5月及び同年6月の船員保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間③については、申立人が所持する船員手帳及び同僚の供述から、申立人が申立期間③においてB社H出張所所有のGに船長として雇入れされていたことが確認できる。

また、申立人が名前を挙げた複数の同僚について確認した結果、当該事業所に係る船員保険被保険者名簿において船員保険の被保険者記録を確認することができるところ、C社が保管する社史によれば、申立期間③当時、申立人が乗り込んでいたとする船が12隻であったことが確認できる上、申立人及び同僚が「Gには、夫婦又は親子の二人で乗り込んでいた。」と供述していることから判断できる申立期間③当時の船員数と当該事業所に係る船員保険被保険者名簿から確認できる船員保険の被保険者数がおおむね一致することから、当時、当該事業所においては、ほぼすべての船員が船員保険に加入していたことが推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間③に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人の船員手帳に記載されているB社における給与額から8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答していることから、船員保険料の納付について確認するこ

とができないが、申立期間③の船員保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和35年1月から36年4月までの期間に係る船員保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間③に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間②については、申立人の所持する船員手帳から、申立人が申立期間②においてE所有のF丸に雇入れされていたことが確認できる。

しかしながら、E所有のF丸に係る船員保険被保険者名簿によると、F丸は、昭和32年11月1日に船員保険の適用船舶に該当していることが確認できることから、申立期間②においては船員保険の適用船舶に該当していないことが確認できる。

また、E所有のF丸に係る船員保険被保険者名簿から、申立人が名前を挙げた上司及び同僚に係る船員保険の被保険者記録を確認することができたが、当該上司及び同僚を含め、昭和32年11月1日より前の期間において、F丸に係る船員保険の被保険者資格を取得している者は確認できない。

このほか、申立人の申立期間②における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 453

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

私は、高校卒業後、A社に勤務した。

私と同じ高校を卒業し入社した同職種の同僚には勤務当初から厚生年金保険の加入記録が確認できるのに、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できないのは納得できない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る具体的な申立人の供述、申立人が所持する人事記録及び複数の同僚の供述から、申立人が、申立期間において、A社に勤務していたことはうかがえる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人が同じ高校を卒業した同職種の同僚であったとする者の供述によれば、当該同僚が入社当初から厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

しかしながら、入社後すぐに厚生年金保険被保険者資格を取得している前述の同僚を含む二人は、入社以前にA社において長期間のアルバイトの経歴があるが、申立人は、同社に入社前において同社におけるアルバイトの経験は無いと述べている。

この点について関係者から事情を聴取したところ、申立人と同様に、入社後、一定期間を経過した後に厚生年金保険被保険者資格を取得したとする複数の同僚は、「私はA社に勤務したが、試用期間があり、その間の保険料の控除の有無については覚えていない。」、「A社で短期間のアルバイトをして、高校卒業後の昭和 30 年 3 月ごろに同社に入社したが、厚生年金保険被保険者の資格を取得したのは、同年 6 月 1 日となっている。その間の保険料の控除について

は覚えていない。」とそれぞれ供述しており、これらのことから判断すると、当時の事業主は、同社における長期間のアルバイト経験者以外の従業員については、一定の試用期間を設けており、この試用期間中は厚生年金保険被保険者資格を取得させていなかった状況がうかがえる。

また、A社は既に廃業しているところ、元事業主の子に照会したが、「申立期間当時の関連資料は残っていない上、当時の事情を知る者もいないため、申立内容について確認できない。」との回答がなされており、申立人の厚生年金保険の加入状況及び保険料控除等について供述を得ることができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 454

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 4 月 23 日から同年 6 月 20 日まで
私は、申立期間にA社の乗務員として勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 雇用保険の加入記録及びB社（A社の元事業主が経営）の関係者が保管するA社の申立期間に係る乗務員名簿から、申立人が、申立期間において、同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、当該乗務員名簿に記載されている乗務員について、社会保険事務所（当時）の記録から、厚生年金保険の加入記録を調査した結果、申立人を含め相当数の者は厚生年金保険の加入記録が無いことが確認できる。

また、A社の元社会保険事務担当者に照会したところ、「A社では入社後3か月間は見習い乗務員として厚生年金保険に加入させないことがあり、申立人は見習い乗務員だったと思う。」旨回答している上、厚生年金保険の加入記録が確認できる複数の元乗務員らからも、「厚生年金保険への加入時期は入社から一定期間経過した後（3か月後）であった。」旨の供述が得られている。

これらの事実から判断すると、当時の事業主は、必ずしもすべての乗務員を厚生年金保険に加入させていたものではなく、厚生年金保険に加入させている乗務員についても、入社後、一定期間を経過した後（見習い期間を終了した後）に厚生年金保険に加入させている状況が認められ、申立人の勤務期間が2か月であることから判断すると、A社は、申立人を厚生年金保険に加入させず、申立人は、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されてい

なかったものと推認できる。

- 2 社会保険事務所の記録によると、A社は、平成15年10月1日に、厚生年金の適用事業所に該当しなくなっており、元事業主に照会しても、申立人の厚生年金保険の加入状況等について供述を得ることができない。

また、社会保険事務所の記録によると、申立人は、申立期間を含む平成13年2月から同年8月までの期間に係る国民年金保険料を同年11月16日に納付していることが確認できる。

さらに、A社に係る社会保険事務所の記録を調査しても、申立期間において、申立人の氏名を確認できず、健康保険整理番号に欠番も無い。

- 3 このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 9 月 1 日から 56 年 4 月 1 日まで

私は、公共職業安定所の紹介によりA社（後の、B社）に昭和 55 年 9 月 1 日に入社し、60 年 8 月 15 日に退職するまで継続して勤務したが、社会保険事務所（当時）へ厚生年金保険被保険者加入期間の照会を行ったところ、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できないとの回答を受けた。

当時、社会保険は完備していたと認識しているので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び同僚の供述から、申立人が、入社日の特定はできないものの、A社に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、事業所番号等索引簿によると、A社は、昭和 56 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間は適用事業所に該当していないことが確認できる。

また、B社は、「A社の従業員のうち、関連会社のC社から移籍してきた者は、A社が適用事業所に該当する昭和 56 年 4 月までの期間において、引き続きC社で厚生年金保険に加入させていた。」と回答する一方、「A社に新規入社した者については、当社が適用事業所に該当した時に厚生年金保険被保険者の資格取得に係る届出を行ったものと思われる。」旨回答しているところ、同僚の供述並びにA社及びC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、C社からA社へ移籍したとされる者は、両事業所における厚生年金保険被保険者資格記録が継続していることが確認できる一方、申立人を含むA社に新規入社したとされる同僚3人は、両名簿において、A社が厚生年金保険の適用事業所

に該当する以前に係る被保険者記録が確認できない。

さらに、B社に照会した結果、「当時の関連資料は無く、厚生年保険料を給与から控除したか否かは確認できない。」と回答しており、申立人の厚生年金保険の加入状況及び保険料控除等について供述を得ることができない。

加えて、申立人の雇用保険の被保険者記録は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。